

余剰電力の売却収入の税務上の取り扱い

太陽光発電による電気を一般電気事業者である電力会社が一定期間買い取る余剰電力買取制度についての税務上の取り扱いは次のようになります。

(1) 自宅に設置する場合

給与所得者などが太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却している場合…… **雑所得**に該当します

※給与所得者のうち一定の者や公的年金等の収入金額が400万円以下の者で、上記余剰電力の売却に係る所得金額等が20万円以下の場合には確定申告不要となります

(2) 自宅兼店舗に設置する場合

太陽光発電設備が店舗と自宅との兼用であっても、設備から発電される電力が事業所得を生ずべき業務の用に供されている限り、その設備は事業用減価償却資産に該当するため(所法2①十九)、その資産からもたらせる収入は全て **事業所得の付随収入**となります。

※事業所得として確定申告が必要となります。

(3) 賃貸アパートに設置した場合

太陽光発電設備による発電が不動産所得の金額を増減させるものであることから、その余剰電力の売却収入は **不動産所得に係る収入金額**に算入し、その所得金額を計算することとなります。

※不動産所得として確定申告が必要となります。

(4) 必要経費(減価償却費)の計算

太陽光発電設備は、発電・送電等を行う自家発電設備であることから、「機械装置」に分類されその耐用年数は17年となります。なおエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却等については事業所得の金額の計算における特例ですので(3)賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、業務の用に供している場合には特例の適用を受けることはできません